

# 反社会的勢力排除条項について

東京東信用金庫

当金庫では、平成 19 年 6 月に政府が策定した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」等を踏まえ、反社会的勢力との取引を未然に防止するため、定款に反社会的勢力は会員資格を有しないことを規定しております。また、平成 22 年 4 月 1 日より普通預金規定をはじめとする各種預金規定、貸金庫規定、カードローン契約規定をはじめとする各種契約規定及び各種申込書・契約書等に反社会的勢力排除条項を導入しております。

反社会的勢力排除条項とは、お客さまが暴力団等の反社会的勢力であることが判明し、取引の継続が不適切である場合には、当金庫の判断により取引の停止または契約の解除をさせていただくことを定めた条項です。反社会的勢力排除条項を導入した規定は、導入前からお取引いただいているお客さまにも適用させていただきます。

出資金(会員)加入、普通預金・当座預金等預金取引及び貸金庫等の新規取引のお申込みにあたっては、お客さまが暴力団等の反社会的勢力に該当しないことの表明・確約をしていただいております。また、融資取引のお申し出にあたっては、契約締結前に反社会的勢力排除に関する同意書を取り入れさせていただきます。

なお、表明・確約をしていただけない場合には、お取引をお断りさせていただきます。当金庫は、今後も反社会的勢力との取引の未然防止・取引停止・関係遮断のための取組みを積極的に行って参りますので、お客さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

※反社会的勢力排除条項を導入している主な規定類は、「[各種規定のご案内](#)」からご覧いただけます。

以上